

大きな庭園となるような、世界中の人から一度は日本の芦屋というところへ来てみたいと、こういわれるように美しく潤いのある街づくりを目指して進めているところでございます。昨年、この環境審議会で芦屋市緑の基本計画の答申をいただきまして、これを持ちまして昨年1月に策定の運びとなり、花と緑いっぱい町の推進に邁進しているところでございます。そのことありまして、今週5日の日経の夕刊に「関西で住みたい町はどこか」ということで芦屋が他を大きく引き離してトップという記事が大きく出ておりましたが、そうした街づくりが功を奏しているのではないかと考えています。本日の審議会は報告事項3件と説明事項2件を議題に挙げさせていただいています。説明事項の緑の保全地区の指定や保護樹の指定につきましては、緑の基本計画のうち早期に取り組むとして位置付けています。街の緑全般について緑豊かな街を次代に引き継いで行くために緑を守り、作り、育て、その美観を維持するためにも保護樹の指定を行っていかうと、このような事項につきましてご審議していただくよう考えていますので、よろしく申し上げます。本当に今日はありがとうございます。

3 副会長の選任

橋本次長：それでは、ただ今から平成20年度第1回の環境審議会を開催させていただきます。次第には載せておりませんが、この審議会の浅川副会長が辞任されたので、後任の副会長に立花委員にお願いしようかと思っておりますがいかがでしょうか。（異議なし）

それでは、後日、立花委員さんの方をお願いをしておきます。

4 議事

橋本次長：それでは、ただ今より会議の進行をお手元の会議次第より進めさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、盛岡会長よろしくお願ひいたします。

5 委員の出席状況の報告

盛岡会長：出席状況を確認させていただきます。

橋本次長：12名中、9名の出席でございます。

盛岡会長：所定の要件を満たしているということですので、私の方で会議をこれから開催させていただきます。

6 署名委員の指名

盛岡会長：それでは、署名委員を指名することが必要になっておりますので、順番で竹内委員さんと津久井委員さんお願いできますでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。

本日の議題であります。報告事項は3件ございますが、その前に、この会議は原則公開ということでございますが、ご希望の方いらっしゃいますか。

橋本次長：現在のところ傍聴を希望の方はおられません。

盛岡会長：では、希望者なしということで、議題は順番に入っていくということで、よろしくお願ひいたします。

7 議題

< 報告事項 >

(1) 芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等について

橋本次長：「芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等について」資料の をお聞きいただきたいと思います。平成 19 年の 4 月 1 日から 5 月 15 日に募集をいたしまして、助成金の交付決定が 15 件、金額で 2,691,000 円です。あと、この助成金ですが神戸製鋼所の方から寄付をいただいております。毎年 300 万円ということで、その残りは精道幼稚園の園庭芝生化工事に 109,000 円、それと宮川線低木補植工事に 20 万円、合計で 300 万円としています。

(2) 芦屋市環境計画の推進状況について

橋本次長：「芦屋市環境計画の推進状況について」資料の をご覧いただきたいと思います。この環境計画の推進状況につきましては第 2 次環境計画に基づきまして各所管におきまして実施された事業をまとめています。

以下、内容は省略。

(3) 芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況について

橋本次長：資料の 3 をご覧いただきたいと思います。19 年度の「芦屋市環境保全の率先実行計画の推進状況」についてですが、第 2 次芦屋市環境保全率先実行計画は、平成 17 年度を基準とし、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で温室効果ガスを 3%以上削減させることを目的として策定しています。19 年度の集計結果ですが、「温室効果ガス排出量」の数値目標を 1.5%の増加と目標を下回る結果となっています。ただ、廃プラスチック焼却と雨水の流入などの影響で下水処理に伴う排出量を除いた合計では 0.7%の減となっています。

以下、内容は省略

盛岡会長：では、報告していただきました 3 件につきましてご意見等伺いたいと思います。まず、最初の環境保全事業助成金の実施状況等についていかがでしょうか。

中島委員：今回決定事項ということで報告されているんですけども、実際の申し込み件数が決定の数と同じだったんですか。もし決定までいかなかったものとかあるらしたらその件数とあと理由を。

下岡課長：19 年度に関しては、申し込み件数が 15 件のままで 300 万円にまだ若干余裕があったんですが、締め切ったあとも再募集かけても募集がありませんでした。この制度が始まったのが平成 15 年からで、枠が 300 万で、オーバーすれば抽選としていますが、過去に抽選をしたのは 1 度だけで毎年ほぼ 300 万以内に納まっている状況です。

中島委員：この 15 件のうち過去にも受けているケースがあるのですか。

下岡課長：過去に受けている場合は、再度受けることは出来ないということになっています。

中島委員：これまでどのくらいのご報告を受けられているんですか？

盛岡会長：これまでのトータルの件数、累計の件数は何件ですか。

下岡課長：例えば、18 年度に関しましては 17 件を受理しています。

中島委員：過去の交付、助成をしているんですけども、その場で助成をして終わりということではなくて、助成をしたところが、その後引き続きこういった環境に役立って続けていってくれているのかどうか気になるところなんですけども、その点では把握とかはされているんですか。

下岡課長：当初に申請を受けて現状を確認して、植樹が終わった段階で完了検査をして、それで補助金を交付する。その後の追跡調査というのは、個人のお庭とかなので特にしておりません。

中島委員：追跡調査とかいうところまではしなくていいかと思えますけども、何年か後には「その後どうですか。」ということで「その後引き続き協力をお願いします。」という形でやった方がその意識付けという点ではいいのかなと思えますので、またその点、検討していただきたいなと思えます。

下岡課長：はい、検討しておきます。

盛岡会長：今、中島委員がおっしゃったことは過去の審議会でも何度もご発言がありました。やはり環境保全事業助成金という趣旨に対応して良くなっていくことです。私の庭であるからということは一方向ではあるのですが、むしろ街全体としていろいろボリュームを上げていくということに、どのように貢献しているのかが非常に大事なことだと思います。助成金を醸成した趣旨がそこにありますから、私たちがいつも気になるのが、我々はずっと周知しているんですが、担当される方が、また初めての方が担当されるということで、その辺が必ず引き継ぎやっただいて中島委員のご意見が来年も出て、じゃあ検討しますということにはないようにしてください。よろしくをお願いします。

林委員：これは神戸製鋼所からの寄付だということを伺いましたけれども、募集される時にそのことは応募される方にお伝えされているのでしょうか。

下岡課長：募集要項の中には、特にどこからのものというような表示はしておりません。

林委員：社会貢献という意味でされていると思うので、そういうふうには評価することで差し支えなければ出されたらいいと思うし、市民としては税金を使っているのかと誤解を招く恐れがあるので、差し支えなければ出された方が良いのではないかと思います。

下岡課長：以前にもこのような補助というのは、市の予算を使ってやっていたんですが、神戸製鋼所からの寄付の申出があり、その目的に沿って活用してきました。平成 23 年で切れてしまうために、特にその間だけそれを言うのがいいのかどうか内部で検討します。

盛岡会長：平成 23 年に切れるということについては皆さん方の中では十分周知しておられるんですね。ということは、平成 24 年以降からどうするかということについては、早い段階から協議なさっておられることが非常に大事だと思います。資金的にも大変な時期でもありますし、内部的にはご検討ください。

では、この環境保全事業助成金というところ以外も含めて、ご質問伺いたいと思えます。

林委員：リサイクルだとかペットボトルとか色々な資源ごみが回収されているんですが、ペットボトルはかえて市に費用的に負担かかっているのか、プラスになっているのか知りたいと思えます。

盛岡会長：ペットボトルの回収に関する投資効果、費用対効果、このことについていかがでしょうか。

橋本次長：所管ではございませんのではっきりした事は言えないのですが、現在のところはプラスになっているように聞いています。プラスと言いますのは、リサイクルしまして、その売却益も入ってきますし市にとってはプラスかなと思えます。

盛岡会長：リサイクル法に合わせたきちっとした対応がとられているということ、

私はできるだけ尊重したいと思いますけれど。

林委員：それに関して、市民の目で見てみるとペットボトルのリサイクルの時に、この出し方はきっと捨てられるだけだろうなというのが凄く目立ちます。だから、もう一度そのルールというものを市全体で言って頂いた方がいいのかなと思います。

盛岡会長：資源循環が円滑に進むように、出し方について皆さん方での学習とか指導とかそういうものを含めてやりましょうと。

盛岡会長：芦屋市環境計画も同じですが、例えば、前年度ご指摘させていただいたことに対する対応というのは、このように対応しましたという対応一覧表を用意していただくというのが、まさしく、P l a n ・ D o ・ C h e c k ・ A c t i o n のマネジメントシステムを回していただくというのが非常に大事だと思います。

橋本次長：はい、わかりました。そのようにさせていただきます。

中島委員：第 2 次芦屋市環境計画の進捗状況のついで報告資料ということでまとめられていますが、これはいつ頃作成されたものなんですか。

盛岡会長：進捗状況のまとめはいつされましたか。言外にはですね、それからずっと時間が経っていますね。

橋本次長：昨年の夏にやっとまとめることが出来ました。

中島委員：資料 1 の資料もこれ 9 月 1 日に出来ているし、資料 2 の資料も、もう夏頃には出来ているんですから、出来た時点で審議会を開いて報告をして、ご意見を早めにいただいてから、先ほども説明の中でこの年度中に実施していきまじたいな話ありましたが、もう 3 ヶ月もないですから、その辺少し早く出来ないのかなってというのは感じましたね。

橋本次長：出来るだけタイムリーにやって参りますが、環境審議会の方にはどうさせていただきますたらいいですか。

盛岡会長：今日は一番最後の説明事項になっていますが、ある種の指定ということを含めて審議了解という部分があれば必ず開かれるんですが、報告事項の場合はその審議がないと、年度末に一回開くというのが多いんです。

中島委員：この環境計画に、計画の推進に向けてという欄があるんですけども、その環境審議会というのは、市から毎年の報告した状況に対して提言をするってということが書いてある。提言をするということは個々の報告に対して提言を求めるということでなくて、審議会として提言をするという形になるんでしょうから、やはり審議会を早め開いて審議会としての発言・意見をすることになるんじゃないですかね。ですから、きちんと総括して次に生かしていくってことであれば、もう少し対応をなんとかしていただきたいと思います。

盛岡会長：そのとおりだと思います。善処しますということは繰り返してはいないので、来年は確実にそういう形で実行していただきますようお願いいたします。

橋本次長：わかりました。

盛岡会長：林委員さんのほうで、今、市史の編さんをなされておられる立場から計画をご覧になられて何かご発言はございませんか。

林委員：少し環境教育等のところで書き足しが出てきたかなってところが。頑張らないといけないなど。

盛岡会長：私自身も自分の責務を放棄していることもあるので頑張らないといけない。

盛岡会長：まもなく経済産業省の太陽光パネルの助成が復活するようではありますが、芦屋市内には太陽光パネルは何枚、総何 kW 付いていますか。どなたかの責務では

ないんですが、そういう方向に関するナイーブな基本姿勢を持っていただいた方がいいんじゃないかと思います。よろしく。

それでは、環境保全率先実行計画の実施状況について資料 についていかがでしょうか。市役所前の消防署の建物がまもなく竣工ですよ。あの前に樫の木が両側に並んでいて素敵やなど。この前、電動ノコギリで切っておられましたけど、やっぱりしょうがないんですか。率先実行計画のひとつやと思うのですが。市役所の周りといえば樫の低木の生垣が非常に素晴らしいので残念です。

とりあえず、3 つの報告はいただいたということにさせていただきます、この後、保護樹の指定と緑の保全地区の指定というのを、別々にご説明いただくと。そして、その前に、実際の行為としては行政行為なので、私たちにとってはここに書いてありますように説明事項という理解でいいですか。そのことについても含めて最初にご発言ください。

< 説明事項 >

(1) 保護樹の指定について

岡松主幹：ご説明させていただきますのは、事前説明として案をまとめ、次回諮問させていただきますと考えています。

最初に保護樹の指定ですが、当日資料で4つお配りをさせていただきます。保護樹の説明には、当日資料3（保護樹林の変更について）も説明に使わせていただきたいと思います。

資料（保護樹の指定について）をご覧くださいと思います。最初に訂正箇所が2箇所、資料の2ページの樹木名「エゾケヤキ」を「エゾエノキ」と訂正をお願いしたいと思います。あと一点は3ページの位置図、のクロマツ、クロマツと書いているのを、とを入れ替えていただきたいと思います。

今日の資料には付けておりませんが、保護樹の指定につきましては、平成19年の12月21日のこの審議会で、個人の所有のもの4件で7本と芦屋市のもの、今日提案している4本を含んで、全部で11本は前回ご説明をさせていただきましたが、市民の方等からは何度かご協力をお願いしたのですが同意が得られませんでした。

本来なら今日諮問ということでしたが、同意がございませんので、前回ご説明した公園の4本についても今回改めて説明させていただく資料になっています。

市におきまして、この市街化区域では特に既存の樹木というのは非常に重要ですので、出来るだけ指定をしていきたいということで、今後は出来るだけご協力が得られれば指定をしたいと考えています。

当日資料3を見ていただきたいと思います。六麓荘保護樹林につきましては六麓荘町の194・196番、岩園町保護樹林につきましては47-3・48-1・50-2、それから竹林は岩園町108と全体面積が6,312㎡、岩園町にお住まいの極楽寺太一さんから、芦屋市で市街地の緑地を永久的に残して欲しいという趣旨で寄附があり、この時に確定測量が実施をされ岩園町保護樹林について一部変更が生じたので、今回この所在地と面積を変更させていただきたいということでご説明をさせていただきました。

盛岡会長：では、ご説明していただいたことにつきまして、ご意見をいただきたいと思います。

中島委員：私が委員になる前に私有地にある保護樹ですか、指定しようとしたら私有地だからとお断りされたという話が、今あったかのように聞いたんですけども、指定されることよってのメリット・デメリット、あるいは規制とか支援とかその

辺の絡みでお断りされたのですか。

岡松主幹：市では、現在指定している個人さんについては、1年間保護樹に1本あたり1万円の助成金を交付しています。同意をいただけなかった理由は、一つは集合住宅の管理組合とか役員会で協議されて判断された結果でございます。あと個人の方は自分で十分管理をされており、指定は堅苦しいということで、ご遠慮になったのではと思っています。

中島委員：保護樹林とか保護樹の制度自体の不備があって、いやいや結構ですということではなくて、単に自分たちもやっているからということなんですか。

岡松主幹：趣旨はそうだと思います。

林委員：集合住宅ばかりなんですか？個人のお宅は。

岡松主幹：集合住宅もあり、集合住宅を賃貸されている方、あと個人のお庭にあるもの。前回7本考えていましたが、それぞれご遠慮したいということです。

盛岡会長：しかし、共通してご遠慮したいとおっしゃっているのは、やはりそういう指定を受けると、ある時何らかの形の変更をしたいと思えば通常以上に手続きが大変だとか、やはり心配があると思う。そのことについてご説明されたとは思いますが、7本が7本とも同様になるという、土地の所有の方からすると、その趣旨は解るけど個人には辛いというような印象を持たれているのではないかと想像します。中島委員も、たぶんそういうこともお考え質問されているのではないかと思います。

佐田参事：やはり、震災で被災をされてそこに樹木が保護樹がある、それをなんとか再建するにあたって解約をして欲しいと所有者さんから希望がありました時に、市としては出来るだけ活用する中で再建して欲しいという話もしたことがあるんですが、結果的にその資金が必要になるから、それをどうしても切りたい。だから解約して欲しい。そのようなこともございます。それと、近隣の方々から見れば、なぜ市は解除を認めるんだというような話も相反してございまして、そういうものが底辺にどうしても根深く残っていて、逆に指定をお願いに行った時になかなか快諾をいただけない。我々もそういうところまで踏み込んでいくのはなかなか難しい部分もあります。

林委員：では、マンションの中にあるような場合に、例えば枯れてきたとか、そういう新たな経費が発生するのではないとか、そういう不安感があったりとか、あるいは個人で持たれる時は、相続が発生して細分化して売ろうという時に不利になるのではないとか、結局は経費絡みのことなのかと思うのです。その辺がもう少しケアできるのであればもう少し前に進めれるのではないかなと。やっぱり一番可能性として大きいのは、相続が発生して売られて開発になった時に消えることです。

佐田参事：一時期はそれで移植をしたというようなケースもあるんです。その場合には樹形が大きく、特にその保護樹に指定しようとする木は大木ですから、移植するという事になれば、それもまた難しいです。やはり伐採をされるということになれば、傷みを耐えてでも移植をせざるを得ないのかなということ、震災前には移植したような樹木もあるんです。仲ノ池緑地の方に移したような経過もあるんですが、やはりそういうことでやむをえないかなと言う部分も、やっぱり否めないかなというふうには思っています。

少し指定の段階で、所有者さん側に負担があまりかからないような方法を探していくということになるのかなと思うんですが、やはり拘束されると言うことに対して、かなり抵抗がありますので、出来ればもう少し委員さんの方からこういう方法があるん

じゃないかというのがありましたら、またお知恵を拝借できればと思います。

林委員：その保護樹に対してすごく愛着を持っていただければと思うので、保護樹であることを、例えば公共の場所であれば、杭をさして芦屋の保護樹というものを建ててこういうものだとみんなに解っていただき「芦屋の保護樹は、これなんだ、こういう名前の木なんだ」と広く解っていただけていいのではないかと思います。というのは、これするとかえって悪いことされるのかなと、少し今不安なところがあるかもしれませんが。神戸市を見たことがあるのですが、ここは風致地区です、このクロマツは何年ぐらいのものですと杭がさしてあるのを見たとき、改めて木に愛着が湧いた時があることを思い出しました。

盛岡会長：全国的にはこの問題は共通しての課題です。今の時期はそれほど開発のテンポがあるわけでもないですけど、どうしても年代構成にもよりますが、相続が発生すると非常に大変です。そうするとそこに立っている木は、もしかしたら建て替え事由があった時には資金的に不足してくることがあります。やはりなかなか難しい、構造的なものを抱えている。都市計画の分野の方は、近辺の市町と色々と相談はされていますか。

佐田参事：まだ、新たにそういうことがございませんでしたので、今後、今日のご指摘も受けまして、一度、近隣市といい方策を交換しあえればと思っています。

林委員：技術的には可能なのに、その方が効率いいという感じですがごく安易に切られてしまうようなケースも多々あるような気がしてしょうがないのですが。例えば、総合設計制度のような、保護樹を残すことで少し便宜が図られるなど。

佐田参事：恩恵をつける方法はありますね。ただ、私も直接最近の分はやっていませんが、以前に担当していた時にご本人さんはもうなんせ解除してほしい。その一点張りになって全然聞いていただけない。最後の手段は、市がその土地を購入するしか仕方が無いというようなケースもございました。そこまでいけば、もう財政状況も勘案しながら考えるということにはなろうと思います。なかなか全ての面でうまくいかないというのが実態でございます。

盛岡会長：この当日資料の岩園の周辺をご覧なられても画地が確定しているところと、依然減るんじゃないかと想像されるところがたくさんあります。この辺は色々な形で変わっていく可能性を秘めているので、そこにあるかなりの大邸宅は向こう50年ほどの間に相当変わっていく可能性がある。だから、保全地区の指定は大変結構なことなのですが、やはり地区としてこの周辺すべて、どのような緑なりあるいは住宅地としての将来を、住んでおられる方と共に考えて、それで出来るだけ良い手立てを出していくそういうことを、ぜひ中期的に取り組んでいただきたい。よろしくをお願いします。

それでは、「緑の保全地区の指定」というこの部分のご説明いただけますか。

(2) 緑の保全地区の指定について

岡松主幹：資料（緑の保全地区の指定について）をご覧いただきたいと思います。8ページで「緑豊かな美しいまちづくり条例」を抜粋しており、第33条に「市長は第31条第1項に規定する緑のまちづくりを推進する必要があると認める地区をその態様により緑の保全又は緑化推進地区に指定することができる。」、10ページのところに施行規則を抜粋しており、施行規則の第9条で緑の保全地区、それから緑化推進地区につきまして、当日資料1、緑ゆたかな美しいまちづくり条例施行規則新旧対照表（未定稿）ですが、現行の第9条で、緑の保全地区につきましては、まちの

美観風致上その緑の環境を特に保全することが必要な地区，緑化推進地区につきましては市民の生活環境及びまちの美観上緑化の推進を図ることが必要な地区，ア) 芦屋らしい緑ゆたかな住宅環境を計画的に推進していく必要がある地区。イ) 風致地区の周辺部で，風致地区を補完し一体となって緑化を推進する必要がある地区が現行ですが，改正案のような形で検討しているところでございます。改正案は，緑の保全地区，「風致地区の周辺部で風致地区を補完し一体となって」としてはいますが，これ以外の地域もあるということで，一体となるなどまちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区，緑化推進地区につきましては，市民の生活環境及びまちの美観上緑化の推進を図るため，芦屋らしい緑ゆたかな住宅環境を計画的に推進していく必要がある地区です。

もう一度資料の 1 ページを見ていただきたいと思います。ここで「緑の保全地区指定について」ということで，目的と2としまして「緑の保全地区指定について」ということで，まず，芦屋浜地域や南芦屋浜地域を除いた第1種低層住居専用地域のうち風致地区の指定がされていない地区で，関係権利者の意向把握を行いながら指定を検討することにしたということで，第1種低層住居専用地域は建ぺい率が40%，それから容積率が80%という地区で，風致地区が指定されていない所で考えています。それと当日資料4（岩園町・浜芦屋町・松浜町地区緑の保全地区 区域図），岩園町地区緑の保全地区の区域は西宮へ繋がっている，通称ケヤキ通りといい，都市計画道路宮川線の南，ほぼ水道道という道路，岩園小学校を除く辺りが第1種低層住居専用地域で風致の指定がない地区でございます。それから浜芦屋町・松浜町緑の保全地区の地域図でございます。43号線と防潮堤線の間で，芦屋公園の東側，国道沿いの第1種住居地域の南側で，都市計画道路松浜線には含まれた地域でございますが，この部分について指定を考えています。

これにあたりましてアンケート調査を実施しています。それを資料（芦屋市緑の保全地区に係るアンケート調査業務委託報告書）につけています。1 ページですが，この調査は昨年9月に郵送による配布回収で実施しています。対象者としては，土地や建物の所有者です。有効回収率は50%となっています。調査結果の概要としまして6つほど要点をまとめています。2番目，回答者の年齢につきましては60歳代が28%，70歳代が21%，80歳以上と50歳以上が16%ということで所有者の方が非常に高齢化が進んでいる。それから4つ目の必要な緑化率についてお聞きしているんですけども，風致地区と同等というのはこの場合30%といいまして，それが44%，分からないというのが結構ございました，これは当然と思うんですけども22%，風致地区の半分15%ぐらいの緑地率という方が20%，それからその下ですけど緑の保全地区の指定については賛成が61%ございましたが，反対が19%ございました。あと，後ろの方に自由意見を具体的に書いていますけども，相当の方から自由意見もいただいています。

もう一度資料の2ページをお開きください。計画書素案というのが一番上に出ていますが，こういう定型はございませんけれども，都市計画の図書を参考として考えています。名称は，「岩園町地区緑の保全地区」で，面積は約13ha，指定理由は，現在の緑豊かな優れた住環境を保全するために「緑の保全地区」に指定するというような理由です。緑化基準，緑地面積の敷地面積は，敷地面積170㎡以上の敷地については15%以上，未満の敷地については10%以上，その緑地に植栽する樹木の基準，緑地10㎡あたり6本以上とし，うち高木植栽時3.5m以上を最低1本又は中木植栽時1.5m以上最低2本植える。2)としまして既存の樹木を出来るだけ残すように計画する。

3) 既存樹木で幹周 1.1m 以上，地上 1.5m の樹木又は植栽時 5m 以上樹木は 1 本につき高木 2 本とみなす，と緑化基準を考えています。裏の 3 ページをご覧いただきたいと思います。浜芦屋町，松浜町地区の緑の保全地区につきましては，地区面積は約 11.9ha 指定理由，緑化理由につきましては同じ，現在の環境を保全したい趣旨でございます。

当日資料 2 (緑の保全地区関係条例等について) をご覧いただきたいと思います。19 ページを見ていただくと，指定地区の敷地の規模，調査をしました。一番上に土地の規模，100 m² ~ 170 m²，170 ~ 250，250 以上という 3 つに区分しました。縦は，岩園町，松浜町，浜芦屋町としています。筆数ですが，100 ~ 170 で岩園町で筆数が 55，170 ~ 250 で筆数が 85，割合は 21%，33% ということです。また，松浜町は 100 ~ 170 が 72 筆，170 ~ 250 が 49 筆，パーセントは 36 と 24%，合わせると 60% ぐらい。250 m² 以上が 40% ぐらいある。浜芦屋町は筆数で 7，170 ~ 250 で 32 でパーセントで言いますと二つ合わせて 44% というようなことで，100 ~ 250 の間の土地が意外に多い。2 ページをご覧いただきたいと思います。これは，兵庫県の風致地区を抜粋いたしました。風致地区の第 1 種，第 2 種，第 3 種，第 1 種は 10 分の 5，第 2 種になると 10 分の 4，第 3 種にあつては 10 分の 3 以上，緑化率が第 3 種の場合は 30% 以上ということでございます。それから 3 ページに四角のところですけども，緑地率にかかる風致の維持に有効な植栽ということで，第 11 条で 10 m² につき植栽時の高さが 3.5m 以上の高木 1 本以上及び，植栽時の高さが 1.5m 以上の中木 2 本以上が行われたものとなっております。それから，芦屋市住みよいまちづくり条例の 7 ページをご覧下さい。条例第 11 条第 4 項に規定する宅地規模の基準を書いています。7 ページの下，開発区域面積に応じ第 1 種低層住居専用地域の場合に 500 m² 未満の場合 170 m²，500 m² ~ 2000 m² 未満の場合 210 m²，2000 m² 以上 250 m²，条例で基準を設けています。8 ページをご覧いただきたいと思います。特定建築物，一定の大きさの建物を建てる場合，緑地面積の敷地面積に対する割合，いわゆる緑化率が第 1 種低層住居専用地域では緑化率の 30% という規定がございます。それから 10 ページの技術基準で四角で全体を囲っていますけども，3 番のところ，緑地に対する植栽基準は緑地面積の 10 m² あたり 6 本とし，うち 1 本は高木，うち 2 本は中木とするものとする。なお，既存の幹周 1m 以上の樹木又は高さ 5m 超える樹木は，上記算定において高木 1 本を 2 本と見なすことが出来る基準をつくっています。16 ページをご覧いただきたいと思います。四角で囲んだ部分が，芦屋市都市景観条例で，南芦屋浜景観地区の指定をしています。戸建て住宅の地区の緑化の基準があり，敷地面積，緑化率の 20% 以上の緑化を行う，それから植栽の基準につきましては，6 本以上とし，うち高木を最低 1 本又は中木を最低 2 本という基準でございます。

資料 の 5 ページにスケジュールを書いています。2 月頃にすべてのこの地区の関係権利者の方に案が出来ましたら送付させていただき，それと合わせて都市計画の手続きに準じ，案の縦覧を 2 週間程度考えています。ご意見をいただき，まとめましたら，4 月頃審議会に諮問を考えています。

盛岡会長：次回諮問があるというこの意味で，事前に申し上げるべきことが幾つかあると思いますので，ご意見を伺いたいと思います。

盛岡会長：規則改正で，この風致地区に周辺という枠組みに変更された一番の背景というのはどの辺にあるんですか。具体的に言うと現行規制は割と一般的で，それを，今後推進していく中で，施行規則の改正(案)で風致地区の周辺部なんですと。それ以外は少し手をつけられないと，そんなニュアンスを緑の保全地区に関しては

受け止められます。

岡松主幹：基本的には建ペイ率で 40% ぐらいのところ。別に芦屋浜と南芦屋浜には地区計画がありますので、そちらの中で対応できる可能性がありますので、既成市街地だけについては考えています。

盛岡会長：規制する方も、風致地区の周辺部ということの意味合いは低層の既存の用途地域がそういうふうになっている。そういうことですか。松浜町の左側のテニスコートですかねこれ。

岡松主幹：そうです。

盛岡会長：そこを挟んで東側一応全域を対象としていると。思ったより 3 つの地区とも 170 m²以下の小さい宅地もある程度あると。これは、かなり近辺に細分化されたと理解されるんですか。

岡松主幹：そうではないと思います。所有者の方の年齢が非常に高いですから。

盛岡会長：変わってない？

岡松主幹：詳細はわかりません。

盛岡会長：この種のアンケート調査は、こういう形で展開されたのは初めてになるのですか。

岡松主幹：そうです。

盛岡会長：いわゆる新市街地でなくて、開発時に緑に関する、あるいは、オープンスペースといってもいいかもしれないし景観といってもいいかもしれないけど、そういう配慮が出来る部分と、既存住宅地といってもだいぶ事情が違うと思うのですが、既存住宅地に関する通常のみちづくり協定以上の枠組みを導入しようというのは、結構、阪神間では色々名称を変えて取組まれました。最小宅地制度というようなものをかなり入れようとしたりしたところもあって、なかなか難しい事情もあったとは聞いてはいる。聞きたいことはそういう試みというのは、ある程度調べられた上で芦屋市としても取組んでいくというスタンスと見ていいですね。

岡松主幹：去年の 1 月に緑の基本計画の策定がきっかけです。

盛岡会長：ということは初体験と見ていいんですか。すると、どんな意見が出た時にレスポンスがあるかというのは予想は出来るけれども、かなり紆余曲折がありそうだと見て良いですか。

岡松主幹：アンケート結果で、明確に 20% 近い方が反対されています。

盛岡会長：かなりその地元に入って顔と顔を見合わせながらやっておられるっていう雰囲気は、芦屋市の場合はあるのですか。

岡松主幹：地区計画の取り組みで、地元の協議会が頑張っておられ、市の職員も支援しています。

盛岡会長：そういう過程での限定の報告ということでご意見を賜ります。

中島委員：当日資料 2 の 3 ページのところに風致地区における建築等の規制に関する条例施行規則では高木 1 本、中木 2 本ということになっていて、16 ページには南芦屋浜の部分で 20% 以上の緑化と、緑地に植栽する樹木は 6 本以上とし、そのうち高木 1 本又は中木 2 本となっているんですね。これは、南芦屋浜は今新しい町ということで新たに人が入ってきて受け入れやすいと思うのですが、それと同じようなものを既成市街地に懸けていくという反応が凄く想像できて受けるのかなというのがありますね。

佐田参事：そのとおりです。新市街地の場合はそういうのを条件付けで購入していただいていますから、ある程度守っていただけるんですが、規制市街地については、

何で今平穩に生活しているのにそこまで規制をかけてくるんだという主張，それと，やはり大きな敷地の方とか緑に愛着をお持ちの方は良いことだと，そういう形で二分されると思います。その辺がどの程度意見書が出てくるか，少し興味のあるところであります。

中島委員：このスケジュールでは 2 月に緑の保全地区案を縦覧するってなっているんですけども，その縦覧の中でそれ相当の反応があると思うんですね。それを見ながらまた何か細部を見直すとかそういうことを考えておられるのか，それとも縦覧が終わったらということで。

佐田参事：できたら進めたい。

盛岡会長：進められるのはいいですが，ここは審議会である種の結論を要求されるとなると審議会決定が必要な条件ですか。

岡松主幹：ないですが，しかし，新たな規制ですから。今日ご提案させていただいている緑化基準がきついのか。案の縦覧を一回やってあまりにも反対が多かったら訂正する。キャッチボールが必要かと思いますね。

盛岡会長：必要でしょうね。やっぱり宅地の条件に合わせてベストなパフォーマンスが出るように見えるというふうにやっていかないと，どこで何本でどこがどういわれても，現実はとてやないと思います。

岡松主幹：170 m²で 10%ですからね。17 m²。

盛岡会長：しかも，接道している場合は何%？120%なんかで読み替えるのですね。

岡松主幹：道路との接し方が違うこともあります。

盛岡会長：色々な読み替えができるし，やはり丁寧に説明される事が大事だと思います。何が何でもというような規制をしようとしても，相談いただければいくらでも対応できる余地というのが大事だと思いますが。

林委員：自分の家に振り返った時に，自分のところは規格にあっているかどうか，なかなか分かりにくいので，ここに書いていただいているけど，具体例で誰かのお宅という具合は悪いかも知れないけど，見せていただいた方が皆さんが「ああ，自分はこうすればいい。これでOK」とか分かりやすいと思います。

佐田参事：行為の届出のルールなんかを説明したら。

岡松主幹：資料 の 8 ページ第 34 条で行為の届出等というところ，(1)として木竹を伐採すること，建築物その他の工作物を新築，改築または増築すること，その他とありますけど，基本的に新たに現在の木を伐採される時，あるいは建物を建て替えられる時に届出をいただくという制度です。あと，このアンケートの意見にありましたように出来るだけ負担の軽いものというご意見も多数ありますから，そのあたり協力が得られやすいような基準を検討していく必要があると思います。

佐田参事：今，特にお住まいであれば，特に樹木を植えることはない。

林委員：何か行動起こそうとする時に。

佐田参事：その時に初めてです。だから家を改築するとか増築するとか，その場合に条件が合えば届け出をしていただく。その時にこの緑地率を守っていただく，そういう趣旨です。

竹内委員：それで少し希望ですが，財政が厳しいとは思いますが，木がもう少し植えられないかという話になった時に，何か助成があれば，より皆さんに積極的にみていただけたらと思います。

佐田参事：その件は，このアンケートの自由意見の中でも大分記述はされています。やはり緑を大事にするときには維持費に相当お金がかかる。植えるについては助成

が考えられないか。そういうことの指摘は、自由意見の中には上がってきています。盛岡会長：例えば、松浜町のテニスコートの横のところの画地を細分化されて一番小さい 170 m²、建ぺい率 40%だから、接道の部分というところは取り合わせも難しいという状態。平場で全体を保全地区というのは建築確認の時にきちっと指導して欲しいんです。いわゆる、同じ 40%でもうまく配置されて接道部分出来るだけ植栽をしてもらうような指導するのが大事なんですけど、確認する時に別に植栽の部分というのは見えない。だけど、現にちゃんと指導されるとか、色がものすごく気になる。青い色でされるとものすごく困るんですけど、だからそういうのは総合的に一番皆さん方が、建築確認は芦屋市ではないのですか。

佐田参事：特定行政庁としては芦屋市ですが、平成 11 年に法律が改正されまして、民間の指定確認機関でもできるようにもなっていますから、現在 9 割以上が民間にいています。

盛岡会長：なかなか制度が難しいですね。

佐田参事：ただ、芦屋市の住みよいまちづくり条例の中で、建築届もしくは大規模な建物については事前協議の届出があります。現在、芦屋市で建築行為が行われる場合は 100%届出がきますので必ず見られます。

盛岡会長：そうですね。区画の変更とか宅地の変更は来る？

佐田参事：区画の変更でも分筆して、将来に宅地開発行為を伴う、そういう造成については当然 500 m²以上になれば出てまいります。

盛岡会長：固有名詞をあげたのは、別にそこがどうだというのではなくて、むしろ、そういう具体的な事例に即して、こういう場所が変わっていくと、出来るだけ指定をしようするという地域が変わっていく可能性に対して、どの時間断面でどういご指導されるかという序を挙げて取組んでほしい。ここにはたくさんの課がいらっしゃる、役割が皆違うから、その自分の役割は掴んでおられるんですが、街全体をよくしていくとどうことでチームワークを是非お願いします。

佐田参事：研究してまいります。

林委員：少し前に戻ってしまうかも知れないのですが、竹内委員が助成の話からされて少し前をめぐり直したときに、神戸市でも尼崎市でも緑地等を使って苗を作って草花とか樹木とか、大きいもの買って与えるとか助成するというとすごく限られてくると思うのですけれども、どんぐりから育てられますから、そういう植物の育成授業みたいなものを市民参画型でと思うのですけど。そういうことをもう少し取り入れられたら、財政的にも効率よく緑化事業が進められるのではないかなと。このなんか色々されてきた取組みの中にそういうものがないなと気が付いたので。

佐田参事：簡単に言えば、市の方でそういう参画のことも踏まえて市民と協働でそういう苗木を育ててそれを配布するなり、そういうことをおっしゃってるんですか。

林委員：そうです。苗木とか。

竹内委員：そういうのに関してボランティアで活動されている所もあると思います。だから、そういう NPO など一緒に協力していただくことも、更に予算を軽減できるかも知れない一つの方法だと思います。固有名詞を思い出さないのですが、確か六甲山でどんぐりから育てるといのがあったと思います。

盛岡会長：芦屋市の総合公園をうまく一部活用されて、苗床というか育てられるもの、今は面積が限られているから、そう簡単に出来ないのは分かりますが、一部はできるのでは。

下岡課長：草花に関しては苗床をつくりまして、県の補助を受けまして利用を市民

に募っていますが、応募者が少ない現状があります。というのはそこに毎日通いつめないといけないというようなことがしづらいというようなことが、申し込みが少ない原因です。

盛岡会長：出来るだけそういう市民と連携して活動展開している中で、やっぱり地域としての緑を育てていくという、若干、土地所有者にとっては、負担を伴う部分でもそれと組み合わせることで意義が高まっていくということに追求されるべきと思うのですが。林委員や竹内委員がおっしゃったことを、出来るだけこのお住まいの方に知ってもらうようなことをしたほうがいい。他にご意見を。

中島委員：重ねてですけども、ここに住んでおられる人たちは、アンケートによると60歳以上の方が5割以上を占めているんですね。ですから、やはり丁寧な説明・十分な指導というものが必要でしょうし、この精神にこだわった進め方じゃなくて、柔軟な対応を是非進めていただきたいことをあらためてお願いしておきます。

8 閉会

盛岡会長：それでは、このままこの4月に審議会を承って、はいはいというわけにはなかなかいきにくいところがありますが、行政的には出来るだけ努力いただいて市民の方とよく協議されることを審議会として望んでいるということだと思います。よろしく願いいたします。

今日、3点の報告事項と2点の事前説明という形で承りましたので、二人の議事署名の方にご確認していただくということにさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

それでは本日はこれで終了いたします。

閉会